

～守口市老朽木造住宅の除却助成制度のご案内～

守口市では、住宅密集地区内にある老朽木造住宅の除却費用を助成することにより、建替えや除却を促進し、災害時の延焼拡大の低減や避難路の確保などを目指しています。本制度活用の意向がありましたら、お気軽に守口市役所までご連絡ください。（問合せ先は裏面に記載しています。）



老朽木造戸建て住宅へも除却助成の対象を拡充しています！



助成の対象となる建物

- ①助成対象地区内にある
- ②昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築された
- ③木造の
- ④共同建て、長屋、重ね建て**および戸建ての**
- ⑤住宅で（賃貸含む）
- ⑥建物の登記※がなされているもの
※未登記の場合は法務局で登記をして頂く必要があります。

助成対象地区

【大日・八雲東町地区】

佐太中町 1 丁目、大日町 2～4 丁目、
八雲東町 2 丁目

【東部地区】

佐太東町 1 丁目、金田町 1 丁目、
大久保町 1～3 丁目、梶町 1～4 丁目、
藤田町 1～5 丁目

助成の内容

申請者の見積額と市の算出額のうち、**低い方**に助成率を掛けた額を助成します

集合住宅

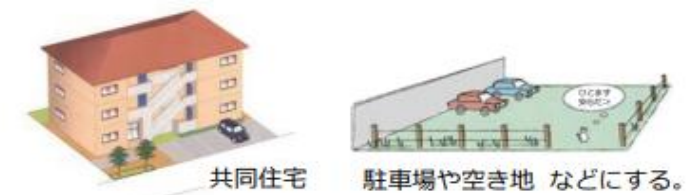
（共同建て、長屋、重ね建て）

- 除却費用の 3 分の 2
【助成限度額：1 棟につき 200 万円】

戸建て住宅

- 除却費用の 3 分の 2
【助成限度額：1 戸につき 50 万円】

対象事業のイメージ



除却跡地の利用形態は **自由** です



お問い合わせ先

守口市 都市整備部 都市・交通計画課

（守口市役所 5 階北エリア） ☎ :06-6992-1708

🏠 ご注意ください!

1. 本制度は、建物の除却（解体）にかかる費用を助成するための制度であり、建物の除却や、そこへ入居されている方の退去を、市が強制するものではありません。
2. 助成の申請者（対象者）は、建物の登記上の所有者です。（法人も可。）
3. 除却建物の所有者が複数いる場合は、事前に除却同意書の提出が必要になります。
4. 予算に限りがありますので、ご活用有意向がある場合はなるべく早く市までご相談ください。
5. ⑤ 除却工事契約締結は、④ 交付決定通知日以降でないと助成対象外となります。※注1
6. ⑥ 除却事業着手届の提出は、除却工事を着手した日から7日以内に提出してください。※注2
7. ⑦ 除却事業完了届の提出は、除却工事が完了した日から7日以内に提出してください。※注3
8. ⑧ 除却事業実績報告書の提出は、除却工事が完了した日から30日を経過した日又は当該完了の日の属する年度の末日のいずれか早い日までに提出してください。※注4

除却（解体）事業手続き手順

